	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第11号）	１０２４９	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第12号）	１０２５０	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第13号）	１０２５１	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第14号）	１０２５２	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第15号）	１０２５３	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第16号）	１０２５４	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第17号）	１０２５５	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第18号）	１０２５６	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第19号）	１０２５７	法規別表十二（五）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第68条の81第１項又は第４項	１０２５８	法規別表十二（六）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）又は同表「20」の欄の金額（同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額）
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例	第68条の82第１項又は第４項	１０２５９	法規別表十二（七）「15」の欄の金額（同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額）又は同表「23」の欄の金額（同欄の金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同表「29」の欄の金額）
	第68条の83第１項又は第４項	１０２６０	法規別表十二（七）「32」の欄の金額（同欄の金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同表「39」の欄の金額）
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例	第68条の84第１項又は第４項	１０２６１	法規別表十二（八）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（同欄の金額が同表「32」の欄の金額を超える場合には、同表「32」の欄の金額）
	第68条の85第１項又は第４項	１０２６２	法規別表十二（八）「35」の欄の金額（同欄の金額が同表「42」の欄の金額を超える場合には、同表「42」の欄の金額）
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第68条の85の３第１項又は第４項	１０２６３	法規別表十二（十）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）又は同表「20」の欄の金額（同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額）
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	第68条の85の４第１項又は第７項	１０２６４	法規別表十二（十一）「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額）
技術研究組合の所得計算の特例	第68条の94第１項	１０２６５	法規別表十二（十二）「5」の欄の金額（同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額）
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第68条の95第１項	１０２６６	法規別表十（七）「31」の欄の金額
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例	第68条の96第１項	１０２６７	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附者又は受託者」の欄に措置法第66条の11の２第３項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
社会保険診療報酬の所得計算の特例	第68条の99第１項	１０２６８	法規別表十（七）「6」の欄の金額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第１項	１０２６９	法規別表一の二（三）「29」の欄の金額
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	第68条の101第１項	１０２７０	法規別表十（七）「22」の欄の金額
転廃業助成金等に係る課税の特例	第68条の102第１項	１０２７１	法規別表十三（十二）「8」の欄の金額（同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額）
	第68条の102第２項又は第３項	１０２７２	法規別表十三（十二）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）
	第68条の102第４項又は第６項	１０２７３	法規別表十三（十二）「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）
中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第68条の102の２第１項	１０２７４	法規別表十六（七）「8」の欄の金額
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	第68条の103	１０２７５	法規別表八の二「25」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「28」の欄の金額の合計額
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	第68条の104第１項	１０２７６	法規別表八の二「5」の欄の金額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行規則第二十七条の十四の改正規定（「別表十一(一)」を「別表十一(一)から別表十一(二)まで」に改める部分に限る。）、同令別表一(一)の表の改正規定（「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」の欄に係る部分に限る。）、同令別表一(二)の表の改正規定（「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」の欄に係る部分に限る。）、同令別表二(一)の記載要領第二号の改正規定（「「留保所得金額（別表四「39の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」を「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」に改める部分を除く。）、同令別表二の二の記載要領第二号の改正規定（「「連結留保所得金額（別表四の二「47の②」）　(1)」を「「連結留保所得金額（別表四の二「50の②」）　(1)」に改める部分を除く。）、同令別表二の二付表の記載要領第二号の改正規定（「「個別留保所得金額（別表四の二付表「47の②」）　(1)」を「「個別留保所得金額（別表四の二付表「50の②」）　(1)」に改める部分を除く。）、同令別表四の記載要領の改正規定、同令別表四の二の記載要領第二号の改正規定、同令別表四の二付表の記載要領の改正規定、同令別表五(二)の記載要領の改正規定、同令別表五の二(一)付表二の改正規定、同令別表六(二)の記載要領第二号の改正規定（「第112条第13項」を「第112条第10項」に改める部分に限る。）、同令別表六(四)の二の記載要領第二号の改正規定（「「19」から「22」まで」を「「17」から「20」まで」に改める部分を除く。）、同令別表六(三)の記載要領の改正規定（同第一号に係る部分を除く。）、同令別表六(三)付表二の改正規定（同表の記載要領第六号中「別表六（二の二）の「26」」を「別表六（二の二）の「24」」に改める部分を除く。）、同令別表六(四)の二の記載要領第四号(1)の改正規定（「第112条第13項」を「第112条第10項」に改める部分に限る。）、同令別表六の二(三)付表三の記載要領の改正規